

## 研究ノート 米国における市民教育に係る基準例

著者	松澤 幸太郎
著者別名	Matsuzawa Kotaro
雑誌名	筑波法政
号	67
ページ	121-136
発行年	2016-07-14
その他のタイトル	Note National Standards for Civics and Government Education in the United States
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2241/00143725">http://hdl.handle.net/2241/00143725</a>

## 米国における市民教育に係る基準例

松澤幸太郎

### 1. 投票年齢の引き下げと市民教育

平成27年6月、公職選挙法等の一部を改正する法律が成立・公布され（平成28年6月19日施行）、年齢満18年以上満20年未満の者が選挙に参加することができること等が規定された。またこれに先立って日本国憲法の改正手続に関する法律（憲法改正国民投票法）が、平成26年6月20日に改正され、同改正法の施行後4年を経過した日（平成30年6月21日）以後にその期日がある国民投票の投票権年齢は満18年以上とされた。

以上の法改正を踏まえ、文部科学省は、平成27年10月29日、「高等学校における政治的教養と政治的活動について」（初等中等局長通達（文初高第483号）を廃止し、新たに「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」（27文科初第933号）を発出した。またこれに先立って同省と総務省は、平成27年9月29日、政治や選挙等に関する高校生向け副教材「私たちが拓く日本の未来」と同指導資料を発表した<sup>1</sup>。

以上のように我が国において選挙年齢を18歳に下げるとの伴って市民教育に関する関心が高まっていることを踏まえ本稿では、米国における市民教育の一例として、「市民と政府に関する教育に係る国家基準」の9年次から12年次（K-12）の教育で使用されている部分の概要に関し紹介する。

### 2. 「市民と政府に関する教育に係る国家基準」の背景

1994年に制定された目標2000年－アメリカ教育法（Goals 2000: Educate America Act）第102条（3）（A）は、生徒の目標と市民権（Student achievement and citizenship）として、2000年までに第4、8、12年次を終える生徒は、「市民と政府（civics and government）」の科目において十分な成績を達成するようにし、また全米の学校は、そのすべての生徒が責任ある市民（responsible citizenship）となることを確保すべき旨規定していた。

同条に基づき1994年市民教育センター（Center for Civic Education）<sup>2</sup>は、連邦教育省等との協力の下「市民と政府に関する教育に係る国家基準（National Standards for Civics and Government）」を作成した。同基準は主に以下の点に関する習得の基準を示すものとして形成された。

- (i) 市民生活（civic life）、政治（politics）、政府（government）とはなにか。
- (ii) 米国の政治システムの基礎は何か。
- (iii) 連邦憲法によって設立された連邦政府は、どのようにして米国民主義の目的、価値、基礎を具体化しているか。
- (iv) 米国と他国あるいは世界との関係はどのようなものか。
- (v) 米国民主義における市民の役割とは何か。

当該基準は幼稚園から中等教育（K-12まで）を対象として構築されており、教育内容

1 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/shukensha/1362349.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shukensha/1362349.htm)（2016/6/6参照）

2 <http://www.civiced.org/home>（2016/6/6参照）

に関する基準、具体的には、合衆国市民であることと、合衆国政府に関し、生徒が何を知らなくてはならず、またなにができるようになっていなければならないか、を示すものとなっている。

### 3. 「市民と政府に関する教育に係る国家基準」の概要

#### (1) 市民と政府に関する教育の基礎となる論理

##### (i) 学校の役割

市民と政府に関する教育に係る国家基準は、第一に学校の役割に関し、概要次の通り述べている。

すなわち、市民と政府に関する教育の目標は、米国の立憲民主主義に基く基本的価値と原理を共有する市民による、十分に情報を得、責任感のある参加を、日々の政治過程において実現することである。そしてこのような効果的で責任感に基づく市民の参加のためには、一定の知識、知性、そして参加のための技術を身につけることが必要である。またこのような参加は、個人の政治過程への参加のための能力を向上させるとともに、政治システムを健全に機能させ、社会の発展が実現されるようにすることに貢献する、傾向と特質を発展させることで更に強化される。

各種の集団が、米国人の知見と技術を発展させ、米国人の市民としての特質を形成し、貢献を促す。家族、宗教団体、メディア、地域の各種団体は重要な影響を与える。他方で学校は、市民としての能力と責任を育成するための歴史的に特別な責務を負っている。学校は、非常に初期の教育段階から継続するすべての教育プロセスにおいて、公式・非公式のカリキュラムを通じてこの責務を果たしている。

市民と政府に関する教育に係る公式の指導において生徒は、市民生活、政治、政府に関

する基本を理解しなければならない。当該指導は、生徒が、自らの属する政治システムについてと同様に、その他の政治システムについても理解し、さらに米国の政治・政府と世界で生じる問題との関係を理解することを支援するものでなくてはならない。また当該指導は、米国民の権利と義務、及び市民の権能と責任ある政治参加の枠組みを理解するための基礎を提供するものでなくてはならない。公式のカリキュラムは、学校及び地域集団におけるものを含む、関係する経験によってより増幅されるべきであり、それによって生徒が自らに係る統治にどのように参加するかを学ぶことが可能にされるべきである。

公式のカリキュラムに加え、非公式のカリキュラムの重要性も認識される必要がある。非公式のカリキュラムとは、学校に係るコミュニティとその中に存在する各種の關係の統制に關係する。これらの關係もまた、米国の立憲民主主義の基礎的な価値と基本原理を體現化するものであるべきである。学級運営や学校運営は、憲法に基く価値と基本原理に従ってそれらを行い、それを模倣するに値する人格を示す大人によって行われるべきである。生徒は、その同級生との關係を含め、公正で合理的な基準に従い、また他者の権利と尊厳を尊重して振舞うように義務付けられなければならない。

##### (ii) 市民教育に留意する必要性の拡大

第二に市民と政府に関する教育に係る国家基準は、市民教育の必要性が高まっているという点に関し、概要次の通り述べている。

国の教育目標 (National Education Goal)、カリキュラムにおける要件及び各州の政策において市民教育の必要性が強調され、その推進が推奨されるにもかかわらず、いわゆるK-12以下のカリキュラムの中でこの点には、生徒に対する教育全体において、継続的で系統的な関心が払われていない。市民教育に関心が払われない理由の一部は、この点に関す

る市民の知見と技術は、他の科目に関する学習の一環で学ぶべき、あるいは学校での就学の結果として学ぶべきと考えられていることによる。

確かに、歴史、経済、文学その他の科目を通じて、生徒の政府や政治に関する理解が進むことは事実であるが、それらは継続的で系統だった市民教育に代わるものではない。公民学習は、それが他の科目の一部として教授されるか独立して教授されるかに係らず、幼稚園から K-12 までの中心的な関心であるべきである。

市民と政府に関する教育は、他の科目と同等に考えられるべきである。市民と政府に関する教育は、歴史や地理と同様に、学際的な科目であり、その内容は政治学、政治哲学、歴史、経済、法理学の学理から導出されるものである。

総じて市民教育は、米国の若年者にとって、就学に副次的なものとして解されるべきではない。市民教育は米国における教育の目的の核心をなすものと解されるべきであり、また米国民主主義の健全性に不可欠なものとして解さ

れるべきである。このことは特に、社会経済的に劣位におかれている生徒にとって特に重要なことである。また研究によれば、十分に情報を提供された、実効的な市民となるために重要な知見と技術を身につける機会を生徒に提供するためには、これらの者に対する初等・中等教育段階でそれが行われなければならない、ということが示されている。

## (2) 目標と基準

本基準は、目標 (Goal) と基準 (Standard) から構成されており、これら目標と基準については次の説明がされている。

第一に目標は目指されるべき教育の到達点を規定しており、例えば能力と責任感のある、発展性のある市民を育てること等が目標として定められている。

第二に基準については、合衆国の教育を進歩させるための継続的な努力のために、各種のものが基準として定められている、とされ、具体的に生徒、教員、学校、州・地方教育機関のそれぞれとの関係で、基準は、以下のような意義があるとされている<sup>3</sup>。

3 なお本基準においては、別の部分で、教員、教員養成・資格認定機関 (Teacher education and credential institutions)、評価スペシャリスト (Assessment specialists)、親及びコミュニティ、カリキュラム作成者 (Curriculum developers)、政策立案者と本基準の関係に関し、それぞれ以下のとおり述べている。

### ●教員：

本基準の内容基準は、教員が生徒に教えるべき内容を明示し、また、何が教員に期待されているかを明示し、教員に対する公正な基準を提示している。

### ●教員養成・資格認定機関：

本基準は、教員養成・資格認定機関に教員養成と資格認定に関する明確なガイドラインを提供している。本基準が幼稚園から第12学年までの生徒が何を学び、何ができるようにならなくてはいけないかを特定し・明示することで、教員（になろうとする者）は、自らが学ぶべきものを選択する際のガイドを得ることができ、それによって教員は論理的なカリキュラムが提供する利益を得る。

### ●評価スペシャリスト：

本基準は、(教員等にかかわる) パフォーマンスの評価のために構築される評価プログラムの開発の基礎となる。

### ●親及びコミュニティ：

本基準によって、親やコミュニティの構成員は、第12学年までの教育において何が教えられなければならないか、に関する情報を得ることができる。

### ●カリキュラム作成者：

本基準は、カリキュラムの開発の他、テキストやその他の教育資料等の作成に関するガイダンスを提示する。

### ●政策立案者：

本基準と、本基準の達成度に関する資料は、教育に関する公共政策の開発とその適用に関する論理的な基礎を提供する。

まず生徒にとって基準は、生徒が了知し、実行できるべきことを示し、またそれらのレベルを示しているとき、具体的に生徒に係る基準としては、内容基準 (Content standards) と達成基準 (Performance standards) があるとされている。このうち前者は、市民的知識、歴史、地理等の個別の科目において生徒が学び、あるいは実行できることが求められることを示すものとされる<sup>4</sup>。また後者

は、内容基準に関して生徒がどの程度達成したかを判断するための基準とされている。

次に教員にとって当該基準は、生徒が高い内容基準と達成基準に到達できるように各教員が指導できる能力を有しているかどうかを判断する際の基準として使えらるとされている。具体的には、授業を行う科目について教員の能力上の適正性や、教員の知見、教授技術、もしくは教員が、その関係する学術的・

4 本内容基準で使用される用語は、(i) 生徒にとって重要な用語であるか、(ii) 政治及び政府に関して理解するために有用であるか、の二つの観点から選択される、とされている。この点に関してはさらに、本内容基準では、それが政治もしくは政府に関し理解するために必要ならば、時として学術的な用語の使用を避け、一般的に通用している同義語を使用することがあり、また、政治もしくは政府に関して理解するために必要な場合には、ある特定の文言を使用する場合がある、とされ、この場合には、一般的には通用していない学術上の用語がつかわれる場合もある、とされている。

このような、一般的な用例や誤解の可能性のある文言として本基準は以下の用語を列挙し、それぞれについて概要以下のとおり説明している。

(a) 市民生活・私生活 (civic life/private life)

市民生活は、市民の公的生活で、共同体や国家等の公的な部分に係るもの、とされている。またこれに対して私生活は、私的利益の追求のための個人の生活のことをいう、とされている。

(b) 市民社会 (Civil society)

市民社会とは、自発的な、個人的、社会的、もしくは経済的関係や組織のことで、法によって制限を受けるが、政府の一部を構成していないものことである。市民社会において個人は、政府による不合理な介入を受けない領域を与えられる。市民社会は、政府の外において政治的力の集約の場を提供するという点で、制約を受ける政府を維持するために必要不可欠と多くの人々に解されている。

(c) 憲法 (Constitution)

憲法の文言は多義的で、国ごとに異なる目的のために使われている。ある国において憲法は、政府の体制を定めているものである。また米国を含むほかの国では、個人の権利を保障し、共通の良い目的を追求するために政府を設立し、また同時にそれを制限する高次の法である。米国において立憲体制は、制限を受ける政府と同義である。

(d) 自由主義 (Liberalism)

植民地時代から米国革命を通じた、制限的な自己統治の経験に加え、米国における立憲民主性の発展は、いくつかの知的伝統からも影響を受けている。それらのうち最も重要なものの二つは、相互に補完的であると同時に、対立的でもある、古典的共和主義と自由主義である。古典的共和主義は、共通善の理念を強調し、自由主義は個人の権利を強調する。合衆国憲法前文に規定される理念は、よく共和主義と関係づけられる。独立宣言は、古典的で簡潔な、自由主義理論の核心的理念を示している。

自由主義の語源は、自由 (liberty) である。自由主義にまつわる思想は、宗教改革時に、市場制度と営業の自由と共に発展し、18世紀の啓蒙運動の中でさらに精緻化された。自由主義的政治思想は、ジョン・ロックなどの思想家によって発達させられた。これらの思想家は、政府の主要な目的は個人の権利の保護であり、より具体的には、ジェファースンが独立宣言で述べたような、「生命、自由及び幸福追求に対するかけがえのない権利」の保障であると主張した。又これらの思想家は個人の権利を守るために政府の権限は制限されるべきと主張した。

自由民主主義は、自由主義に基づく民主主義であり、個人の権利の保障と政治的権威の基礎は被治者の同意にある、ということが最も重要なその要素とされる。歴史家と政治学者は、もっとも進歩した西欧民主主義を「自由民主主義」と性格づけている。米国の政治制度は、古典的な自由民主主義的政治制度の例である。米国政治において自由主義 (リベラル) の用語は、自由主義-保守主義の政治的立場のグラデーションの中における政治的立場を示すものとして使われていることを踏まえ、本内容基準では、米国の政治制度を自由主義的民主主義としてよりは、立憲民主主義と位置づけ、また、自由主義と自由民主主義の歴史については、第9学年から第12学年で扱うこととしている。

専門的分野において時代遅れになっていないか、等を判断する際の規準とできるとされている。

学校との関係で当該基準は、学ぶべき内容の表明であり、また平等に学ぶ機会を得るための基準と解されるとされている。さらに、この基準により、すべての生徒は、関連する科目の内容を学ぶことに取り組む機会が保障されることを通じて、平等の学習環境を保証されることになる、と述べられている。

最後に州及び地域の教育機関にとって当該基準は、それらの州もしくは地域の教育機関の政策実施の達成状況を判断する基準となるとされている。

### (3) 内容基準と知識に係る技術及び参加の技術

本基準に含まれる内容基準は、市民と政府に関し学ぶべき事項について記述しているだけでなく、学ぶべき事項に関連して生徒が

#### (e) 共和主義 (Republicanism)

共和制とは、選挙により選出された代表者による統治制度のことである。共和制に対立する概念としては君主制を挙げることができる。伝統的に君主制においては、その臣民に対する個人的な権威に基づいて統治が行われるのに対して、共和制の政府においては、基本的に、人民の共通の利害関係に基づいて政治が行われる。共和制は、市民全体に主権が属する直接民主制に近似している。しかし一般に共和制においては、人民によって直接政治が行われるのではなく、選挙によって選出された者によってそれが行われる点が、直接民主制と異なる。

米国の建国者は、古代ギリシャ・ローマ双方の共和制の思想に影響を受けた。特にローマの場合古典的共和制においては、二つの考え方が強調された。第一に、政府の第一番目の目的は、社会の特定の一部ではなく、社会全体の共通善を促進することであるということである。また第二には、市民の公的徳の重要性が強調された。公的徳の考え方においては、個人的な利害の上位に公的あるいは共通の善をおくことが市民に求められた。

#### (f) 政治 (Politics)

政治は、その選択、あるいは利害関係の異なる者からなる集団において、(i) 一般的に当該集団において拘束力のあるものとみなされ、共通の政策として適用される集団的決定のための手続き、(ii) 資源の配分、利益と義務の配分、もしくは紛争の解決等にかかわる統制を自らの政府がどのように行うか、等に関する決定に影響を与える権力を追求するプロセス、あるいは (iii) 個人では実現できない目標を達成するための手続き、をいう。

#### (g) 権力分立 (System of shared powers)

伝統的に米国の政治制度は、大統領制あるいは権力分立制といわれてきているが、これらの文言は、憲法によって構築された権力分散のための複雑な制度の実態を必ずしも反映していない。例えば、立法権は独立して議会に与えられている、という説明は正確ではない。権力は、連邦、州、地方公共団体のそれぞれにおいて異なる機関によって分与されているが、それらの権限は共有もされている。個別の政府機関は、その他の機関の権限の有する権力と機能の一部を共有している。例えば、議会は法律を制定するが、大統領はそれに対する拒否権を有している。又行政法の一部は、行政によって制定される。さらに連邦議会によって制定された法律は、最高裁によって合憲性が判断される。このことから現代の政府を研究対象としている研究者は、合衆国および同様に権力の配分、共有、制限をする制度を採用している国で採用されている制度のことを権力配分制 (systems of shared power) と呼んでいる。というのも、この言葉の方が、権力分立制 (separation of powers) よりも正確な表現だからである。このことから本基準でもこの権力配分制の用語を使うこととする。

#### (h) 市民・米国人 (Citizens and Americans)

本基準において「市民 (Citizens)」の用語は、広義の包括的な趣旨で使われる。例えば、生徒はその属するクラスもしくは学校の「市民」というような表現で使われる。また生徒は、近所の人々からなる集団や地方公共団体の「市民」でもある。実際のところ、本基準で記述されている多くの権利、義務、もしくは市民としての役割は、生来的市民か、あるいは帰化市民か等にかかわらず、合衆国に居住するすべての者にかかわるものである。もっとも本基準の第9年次から第12年次にかかわる部分では、より精緻に「市民権 (citizenship)」の用語について記述している。

米国人 (Americans) の用語も本基準で使用されている。米国人以外の米国大陸に居住している者も米国人であるが、一般的にはアメリカ合衆国に居住している者を指すものとして使用している。

できるようになることが期待されることについても記述している。明示的・黙示的双方の場合があるが、本基準で記述されている基準は、生徒が習得すべき知識に係る技術と、参加のための技術について記述している。

(a) 知識に係る技術<sup>5</sup>

市民と政府に係る知識に関する技術は、知識の内容と密接な関係がある。たとえば政治問題に関し批判的に (critically) 考えることができるようになるためには、当該政治問題の内容や、実際のその他の事項との関係性について理解することが必要であり、さらには、そのような政治問題について扱うことに有用な一連の知的ツールや考察技術を身につけている必要があるとされている。

多くの内容基準は、個別の論点に関し、生徒が、一定の立場を評価し、支持し、あるいは防御することが求められている。そしてこれらの基準に続いて、これらの基準の定める

内容ができるようになるために必要な、知識と技術を特定する追加的な記述が述べられている。

具体的には、たとえば次のような基準が9-12年次の生徒向けの基準に含まれている。

第三篇 E. 「米国の政治制度は、どのような政治参加の機会を提供しているか。」  
第3節 政治コミュニケーション：テレビ、ラジオ、報道と政治における説得  
生徒は、米国における政治生活に対するメディアの影響に関し、評価し、自らの立場を選択し、さらにそれを守れなくてはならない。  
この基準を満たすために生徒は次のことができなくてはならない。  
-報道の自由の意義とその重要性  
-米国の政治におけるテレビ、ラジオ、報道、ニュースレター、データベース、その他のコミュニケーションツール（インターネット、ファックス、E-mail 等）の役割について評価すること

5 市民と政府に係る知識に関する技術の項目で使用される用語に関しては、以下の用語の意義がそれぞれ次のように説明されている。

(a) 識別する (identify) :

有体 (たとえば議員など)、無体 (たとえば正義など) によらず、物事を識別すること。一定の物事を識別するとは、(i) 一つのを他のものから区別する、(ii) 一つのを他のものと共に、その類似性等に応じて分類する、(iii) その由来を特定する、等を意味する。

(b) 表現する (describe) :

触れられる、もしくは触れられないものに関して、その過程、組織、機能、目的、方法、結果、性質を説明すること。なにごとかを表現する、とは、口頭により、もしくは記述することによって、そのものの特性あるいは性質を示すことができることを意味する。

(c) 説明する (explain)

なにものかを識別、表現、明確化、解釈すること。(i) 事象の原因、(ii) 事象もしくは考え方の意義あるいは重要性、(iii) 各種の行為あるいは立場の背景等を個人は説明する。

(d) 状況を評価する (evaluate a position)

(i) 個別の事象に関する立場の長所もしくは短所、あるいは (ii) ある立場により進歩される目標、(iii) ある目標を実現するために支持される手段、に関して、標準・基準等を当てはめて判断すること。

(e) 立場を選択する (take a position)

標準・基準等を当てはめて、既存の複数の立場から、あるいは新たな立場を含めたなかから、支持できる立場に到達すること。

(f) 立場を維持する (defend a position)

個人の立場を支援する議論を展開すること、あるいは個人の立場に反対する議論に対して反駁するもしくはそれを考慮した議論で応答すること。

なおこれらの用語に限らず、本国家基準、あるいは本基準の市民と政府に係る知識に関する技術の項目で使用される用語は、より高位の発展的な思考の技術の発展を求めているものと解されてはならない、とされている。また、たとえば、「識別する (identify)」の文言は、連邦議会議員を識別する、という非常に単純な行為から、最高裁判決で使われる基準を識別する、という意味にいたるまで、各種のレベルにおいて幅のある意味をもって使われる、ということが指摘されている。

- 政治における各種の説得の様式について比較・対照でき、電子的メディアが伝統的な方法に代替していることについて議論できること
- 連邦議会、大統領、州及び地方公共団体の公務員が市民とのコミュニケーションにおいてどのように上記のようなメディアを利用しているかを説明できること
- 以下にあげるような、歴史上及び現代における、論理的有効性、事実の正確性、感情に対する訴えかけ、歪曲された証拠による、あるいは偏見・先入観に対する訴えかけ、等を利用した政治的コミュニケーションの評価ができること
  - ・ Lincoln's "House Divided,"
  - ・ Sojourner Truth's "Ain't I a Woman?,"
  - ・ Chief Joseph's "I Shall Fight No More Forever,"
  - ・ Roosevelt's "Four Freedoms,"
  - ・ Martin Luther King Jr.'s "I Have a Dream"
  - ・ 政府の戦争時の情報提供プログラム
  - ・ 選挙活動
  - ・ 政治漫画

### (b) 参加のための技術

市民と政府に関する教育においては、知識の習得と知識の習得に関する技術の獲得のみが実現されるだけでは不十分であり、政治過程に参加するために求められる技術も修得される必要がある旨が本基準では指摘されている。このような政治過程に参加するための技術としては、次のものが列挙されている。

- 他者と協力して政策もしくは決定に影響を与える能力
- 利害を明確にし、主要な政策決定者のそれを理解させるようにできること
- 協力関係を構築できること、議論し、折衷案を提示し、コンセンサスを追及できること
- 紛争を統御できること

政治過程に参加する能力は、生徒にそれらの技術を行使する機会を与え、そのような技術を使うことに熟達している者を観察し、あるいはそれらの者と交流することを通じて身につけられるとされており、このような技術

を身につける機会には次のようなものが含まれるとされている。

#### (i) 政治・政府の活動を観察すること

生徒は政治プロセスや政府において各種の論点がどのように扱われているかを観察する方法を学ばなければならない。このような手法を身につけるために生徒は、次のような課題を課されるべきと考えられる。

- メディアで扱われる論点を観察すること。図書館で諸論点に関して調査すること。利益団体、政府関係者、政府機関から情報を集めること。
- 地方共同体において調査を行うこと。具体的には、政治過程に関与している公共機関もしくは私的機関の構成員にインタビューをする、あるいは特定の論点に係る公的グループもしくは私的グループの会合もしくは公聴会等を観察すること。
- 報告を作成し、もしくはその経験を実際に生かすこと

#### (ii) 政治・政府の活動に働きかけること

生徒は政治・政府に働きかける方法を学ばなければならない。それらの技術を生徒が身につけるためには、次のようなことを行うことが求められる。

- グループで協議し校則を作る、生徒の自治会の選挙に係る、学校の政策の改善を支援する、学生の裁判に関与する等を通じて、クラス・学校内の政治もしくは管理において一定の役割を果たす。
- 以下のような政府もしくは私的機関の行為のシミュレーションに参画する。
  - Ex. タウン・ミーティング、行政もしくは立法機関によるヒアリング、模擬裁判等の司法手続き、市民集団による政策開発ミーティング、ロビイング、選挙候補者選出集会、模擬国連
- 政府もしくは私的機関の活動を観察する。
- 学校を訪問した議員や私的機関の構成員から、政府もしくは私的機関がどのようにし



て公共政策に影響を与えるための取組みをしているかに関して学ぶ。

- 生徒会、学校管理者 (school administrators)、学校理事会 (school board) に対して自身の立場を説明する。
- 新聞社もしくは政府関係者に手紙を書く。
- 自身の立場を説明するために政府関係者と面談する。
- 公共機関に対し意見を述べる。
- 市民生活、政治、政府に直接関連する事項に関し、学校あるいは地域コミュニティに貢献する活動を行う。

#### (4) 達成基準 (performance standards)

本国家基準において達成基準は、生徒による内容基準 (Content standards) の達成度合いを測る基準を定めたものである。たとえば達成基準は、内容基準の定める内容に関する口頭発表あるいは文書による生徒の発表を評価する際に利用される。達成基準は生徒の達成度合いの高度さに応じて、基礎 (basic)、中等 (proficient)、高等 (advanced) の3段階とされている。

### 4. 本国家基準における米国市民権に関する教育内容

本国家基準は全体として市民教育に係わるものとされているが、上記の通り特に本国家基準の第4学年まで用の基準、第5-8学年及び第9-12学年用の基準では、“What are the Roles of the Citizen in American Democracy” という表題の下、市民権に関する教育に関し規定している。具体的に例えば第9-12学年用の基準の概要は以下の通りである。

#### (ア) 市民権とは何か。

第一にこの項目の下における「内容の要約と論理 (Content Summary and Rationale)」は次の点を記述している。

「立憲民主主義における市民権は、専制主義もしくは全体主義国家における国家への所属とは異なる。米国の民主主義において各市民は、基本的な権利を認められ、一定の責務を負う、自律的なコミュニティにおける完全に平等な構成員を意味する。」

「立憲民主主義における政府と市民は、個人の権利を保護し、また共通の福利を促進する責任を負う。その構築の目的に貢献するように政府が活動することを監視することは、市民の基本的な義務である。」

「このような市民の役割を果たすために、個人は立憲民主主義における市民権の意義を理解する必要がある。」

第二に内容基準では、生徒が米国市民権の意義について説明できることが求められており、具体的に生徒は、まず市民の意義について以下のことができるようになることが求められている。

- 合衆国市民権の性質を説明できる。

- ・市民権は、自律的コミュニティの構成員と法的に認められることを意味する。
- ・市民権は、自律的コミュニティにおいて完全な構成員であることを意味する。すなわち、合衆国においては、市民権に段階はなく、また劣位にある市民権というものとは許容されていない。
- ・市民権は、法の下での平等を与える。
- ・市民権は、人種、性別、民族性等の、承継した、もしくは非任意の集団に属していることには関係しない。
- ・市民権を保有することによって、投票権、公務就任権、陪審に参加する権利等の、ある種の権利もしくは特権が与えられる。

- 米国人であることは、州と連邦の市民であることを説明することができる。

また生徒は、帰化に際して適用される基準について評価し、一定の見解を持ち、それを主張することができるようにならなくてはな

らない、とされ、具体的に生徒は次のことができなくてはならない、とされている。

- 市民と非市民（外国人）の相異について説明でき、外国人が市民になるための手続きについて説明できる。
- 外国の帰化手続きと合衆国の帰化手続きについて比較できる。
- 合衆国市民となる際に適用される基準について評価できる。
  - ・5年間の合衆国における居住
  - ・英語による読み、書き、話すことができること
  - ・品行方正であることが証明されること
  - ・合衆国の歴史に関する知識があること
  - ・米国の立憲民主主義の価値と原理に関する知識があり、それを支持していること

#### （イ）市民の権利とは何か。

この項目の下における「内容の要約と論理」は次の点を記述している。

「個人の権利の保障が政府の主要な目的のひとつとされる政治システムにおいては、市民にとって保障の対象とされる権利が何か、またそれら権利の相互間の関係あるいは社会のその他の価値や利益との関係に関して理解することは重要である。」

「権利の概念は複雑であり、本基準の中で包括的に扱うことはできない。しかしながら本基準においては、権利にかかわる公的問題に関し分析する際の基礎を提供する。米国の政治システムの中で、特に重要な権利を3つに分類することは利便であり、その3つとは、個人的権利、政治的権利、経済的権利である。」

「ほとんどの権利は絶対的とは考えられない。一般に権利は、相互に補完し、あるいは他の価値・利益と抵触し、合理的な制限が必要とされる。それゆえ、市民が有する権利相互間、あるいは権利とその他の価値・利益との関係に関する考え方を明確にするためのフレーム

ワークを発展させることは、市民にとって重要である。そのようなフレームワークによって市民は、権利の射程と権利に対する制限について合理的な判断をするための基礎を得ることができる。」

次に内容基準では生徒に対して次のことが求められている。

第一に個人的権利について生徒は、個人的権利に関係する問題に関し、評価し、一定の見解を持ち、それを主張することができるようにならなくてはならない、とされ、具体的に生徒は次のことができなくてはならない、とされている。

- プライバシーの権利、平穩に集会する政治的権利と区別される信条の自由、救済を求め請願する権利等、政治的権利と区別して個人的権利の意義に関し説明できる。
- 独立宣言、北西部領地条令、権利条項を含む合衆国憲法及び州憲法等個人的権利に関する主要な文献上の基礎について理解している。
- 以下のような個人的権利の個人及び社会に対する重要性を説明できる。
  - ・思想・信条の自由
  - ・プライバシー及び自律する権利
  - ・移転・居住の自由
  - ・デュー・プロセスと法の下での平等
- 法の支配、権力の分立、司法権の独立、慧眼な市民等の制度等を通じて、米国の立憲民主主義においてどのように個人的権利が保障されているかを説明できる。
- 私的団体における構成員の選択に関する制限、学校における礼拝、セクシャルハラスメント、治療を拒否する権利等の、個人的権利にかかわる現代的問題について理解し、評価できる。

第二に政治的権利について生徒は、政治的権利に関係する問題に関し、評価し、一定の見解を持ち、それを主張することができるようにならなくてはならない、とされ、具体的

に生徒は次のことができなくてはならない、とされている。

- 個人的な嗜好や利益を表現するための表現の自由と区別される政治的議論に係る表現の自由や、自らの選択した場所に居住する自由と区別される、投票のために住所登録する権利等、個人的権利と区別される政治的権利の意義について説明できる。
- 独立宣言、北西部領地条令、権利条項を含む合衆国憲法及び州憲法、その他の市民的権利に関する法律、裁判所の判決等の文書に含まれる政治的権利にかかる主要な文書等に関して理解している。
- 以下のような政治的権利の個人及び社会に対する重要性を説明できる。
  - ・ 表現の自由、報道の自由、集会の自由、請願する権利
  - ・ 投票権及び公務就任権
- 法の支配、権力の分立、司法権の独立、慧眼な市民等の制度等を通じて、米国の立憲民主主義においてどのように政治的権利が保障されているかを説明できる。
- 比例投票制度、誹謗的表現、制限された情報へのアクセス、連邦及び州議会の選挙区割りの変更等の政治的権利にかかわる現代的問題について理解し、評価できる。

第三に経済的権利について生徒は、経済的権利に関係する問題に関し、評価し、一定の見解を持ち、それを主張することができるようにならなくてはならない、とされ、具体的に生徒は次のことができなくてはならない、とされている。

- 政治的キャンペーンのために献金する権利と個人的資産を購入するために金銭を使う権利の区別など、個人的権利、政治的権利と区別して経済的権利の意義を説明できる。
- 独立宣言、権利条項を含む合衆国憲法及び州憲法、法律、判決、コモン・ロー等、主要な文献上における経済的権利に関する基

礎について理解している。

- 以下のような経済的権利の個人及び社会に対する重要性を説明できる。
    - ・ 財産の取得、使用、移転、処分に関する権利
    - ・ 職業選択及び雇用先を変更する権利
    - ・ 労働組合や専門家同盟に参加する権利
    - ・ 営業の権利
    - ・ 著作権・特許に関する権利
    - ・ 契約を締結する権利
  - 法の支配、権力の分立、司法権の独立、慧眼な市民等の制度等を通じて、米国の立憲民主主義においてどのように経済的権利が保障されているかを説明できる。
  - 経済的権利には経済的義務が付随するという考え方について評価できる。
  - 最低賃金、消費者のための製造物の安全規制、課税、アフターマーケットアクション、収用、ゾーニング、著作権、特許等、経済的権利にかかわる現代的問題に関し評価できる。
- 第四に生徒は、個人的、政治的、経済的権利それぞれの関係に関し、評価し、一定の見解を持ち、それを主張することができるようにならなくてはならない、とされ、具体的に生徒は次のことができなくてはならない、とされている。
- 政治的権利と、財産を取得、使用、移転、処分する経済的権利の関係に関し説明できる。
  - 政治的権利と、職業選択の権利、雇用先を変更する権利、労働組合やその他の合法的な団体に所属する権利の関係に関し説明できる。
  - 個人的権利、政治的権利、経済的権利が抵触する状況について説明し、また具体的状況の例を挙げられる。
  - 貧困、失業、都市の荒廃が政治的権利と経済的権利の両方を制限するという議論を評価できる。

— 個人的権利、政治的権利、経済的権利は相互に補完するという議論について評価できる。

第五に生徒は、適切な権利の射程と制限に關し、評価し、一定の見解を持ち、それを主張することができるようになってはならない、とされ、具体的に生徒は次のことができなくてはならない、とされている。

— 合衆国においては、表現の自由の保障範囲は広範に及び、ほぼすべての形式の政治的表現は保護される一方で、その他の表現の自由は、当該表現が表現者以外の者を重大に侵害しあるいは危険にさらす場合には制限がされる、とされている事例のように、権利の射程と制限の意義に關し説明することができる。

— すべての権利には制限があるという議論について説明できる。

— 以下のような権利に対しどのような制限が課されるかに関する一般的に適用される基準について説明できる。

- ・ 明白かつ現在の危険の基準
- ・ やむにやまれぬ政府の利益のテスト
- ・ 国家の安全
- ・ 権利の行使に対する萎縮効果
- ・ 誹謗・中傷
- ・ 公共の安全
- ・ 平等の機会

— 公正な裁判と報道の自由の關係や、プライバシーの権利と表現の自由、個人の表現の自由と他者の聞かれる権利等の権利間の抵触にかかわる現代的問題について評価できる。

— 政府の行為について知ることに対する公衆の権利と国家の安全保障の關係や、財産権と環境保護の關係等権利と社会的価値・利益との間の抵触にかかわる現代的問題について評価できる。

(ウ) 市民の責務とは何か。

まずこの項目の下における「内容の要約と論理」は次の点を記述している。

「米国における立憲民主主義は、合衆国憲法の基本的原則を継続的に繰り返し学び、それら基本的価値と原則に対する政治的リーダーや政府機関の忠誠を確保するために、それらのパフォーマンスをモニターする市民によって強化される。加えて市民は、これら基本的価値と原則との關係で自らの行為についても確認しなければならない。」

「また市民は、彼らの責任からして、彼ら個人の希望もしくは利益が、公共の福利に従属することが求められる状況について、理解することが必要である。そしてこのような場合に適切に判断するために市民は、個人的責務と市民としての責務の相異や、これらの責務相互の補完關係について理解しなければならない。」

次に内容基準では生徒に対して次のことが求められている。

第一に個人的責務に關し生徒は、米国の立憲民主主義における市民の個人的責務に關する問題について評価し、一定の見解を持ち、それを主張することができるようになってはならないとされ、具体的に生徒は次のことができなくてはならないとされている。

— 個人的責務と市民としての責務の相異と、これら二つの間に生じる場合がある緊張状態について説明できる。

— 以下の責務の個人及び社会にとっての重要性に關し評価できる。

- ・ 自立すること
- ・ 家族を助け、子供を養育・教育すること
- ・ 自身の行為の結果を受け止めること
- ・ 道徳觀を持つこと
- ・ 他者の権利・利益を尊重すること
- ・ 市民的マナーに沿って行動すること

第二に市民的責務に關し生徒は、米国の立憲民主主義における市民の市民的責務に關す

る問題について評価し、一定の見解を持ち、それを主張することができるようになってはならないとされ、具体的に生徒は次のことができなくてはならないとされている。

- 基本的な憲法原則を各市民が認識、理解、確認することの重要性について評価できる。
- 以下の市民的責務の重要性について評価できる。
  - ・ 法に従うこと
  - ・ 政治的リーダーや政府機関を監視し、仮にこれら政治的リーダーや政府機関が憲法上の原理を尊重していない場合には、適切な行為をすること
  - ・ 適切な場合には、リーダーシップをとること
  - ・ 納税すること
  - ・ 有権者として登録し、候補者あるいは論点について理解した上で投票すること
  - ・ 陪審に参加すること
  - ・ 軍隊に参加すること
  - ・ 公的サービスを行うこと
- 市民としての責務からして、生徒の個人的希望あるいは利益が公的福利に従属することが求められているか、あるいはいつ求められるかに関し判断できる。
- 道徳的義務あるいは憲法上の原則からして、一定の市民的義務を果たすことを拒否できる場合があるか否か、あるいはいつそれを拒否できるかについて判断できる。

(エ) 米国における民主主義を維持し進歩させるために重要な個人の特質や特徴とは何か。

まずこの項目の下における「内容の要約と論理」は次の点を記述している。

「米国の立憲民主主義が成立するためには、各個人の責任ある自律が求められる。道徳的責任、自律、個人の価値及び人間の尊厳の尊重などの一定の個人的性向は、健全な社会に

とって重要である。」

「また、市民が思慮深く公的事項に関与する傾向をもつことなしには、いかなる民主主義もその目標を実現することはできない。公心、市民性、法の遵守、批判的精神を有すること、及び交渉し合意を求める精神を持つこと等は、米国の立憲民主主義の活性化に欠くことのできないものである。」

「このような各人の個人的並びに公的な性向は、各人の個人の政治的有用性、政治システムの健全な作用、及び個人の尊厳と価値の実現に貢献する。」

次に内容基準では生徒に対して次のことが求められている。

第一に生徒は、市民を社会の独立した構成員とすることが、米国における立憲民主主義にとって重要であるとする考え方について評価し、一定の見解を持ち、それを主張することができるようになってはならない、とされ、具体的に生徒は次のことができなくてはならない、とされている。

- 外部から統制を課すことが求められるのではなく、自律的な行動の統制を自発的に行うことを尊重するという、自律性・自己統治の重要性に関し説明できる。

- 社会の構成員としての道徳的・法的責任を果たすという、個人責任の重要性について説明できる。

第二に生徒は、個人の価値と人間の尊厳を尊重する傾向を育成することが、米国の立憲民主主義にとって重要であるという考え方について、評価し、一定の見解を持ち、それを主張することができるようになってはならない、とされ、具体的に生徒は次のことができなくてはならない、とされている。

- 異なる思想を有し、あるいは支持し、もしくはそれを展開するための集団に加わること等に対する個人の権利・選択に関し、それが憲法の保障する、法的に確保することのできる権利を超えるものであっても、尊

重することの重要性に関して説明できる。

- 他者の福利について配慮する、というような、同情するという感覚の重要性について説明できる。

第三に生徒は、公共の事項に対し市民が関心を有することが米国の立憲民主主義にとって重要であるという考え方について、評価し、一定の見解を持ち、それを主張することができるようにならなくてはならない、とされ、具体的に生徒は次のことができなくてはならない、とされている。

- 建国者が市民の美德としていた、市民的配慮、すなわち公的事項に対する注意し関心を払うこと、の意義に関し説明できる。
- 好戦的愛国主義や盲目的愛国主義ではなく、米国の立憲民主主義の基礎にある価値・原則に忠誠を持つことという意味での愛国心が米国の立憲民主主義にとって持つ意義について説明できる。

第四に生徒は、思慮深く効果的な公的事項に対する関与が、米国の立憲民主主義にとって重要であるという考え方について、評価し、一定の見解を持ち、それを主張することができるようにならなくてはならない、とされ、具体的に生徒は次のことができなくてはならない、とされている。

- 思慮深く効果的な公的事項に対する関与のために、以下のような（市民の）特質が有用であることについて評価できる。

- ・ 市民性：
  - 他者の見解に同意するか否かに係らず、他者を尊重すること。異なる見解に耳を傾けること。敵対的、侵害的、感情的、あるいは非論理的な議論を避けること。
- ・ 他者の権利を尊重すること：
  - 政府に対し意見を述べること、法のもとに平等であること、異なる考え方を有し、あるいは主張すること、各個人の考えを展開するために一定の組織に属することに關する他者の権利を尊重するこ

と。

- ・ 法の遵守：
  - すべての法に完全に同意していない場合であっても、法による規制を受けることを認めること。賢明でない、あるいは不公正と考えられる法を改正する場合であっても、平和的で法的方法によりそれを行うことをいとわないこと。
- ・ 正直：
  - 真実を探求し、あるいは述べることをいとわないこと。
- ・ 柔軟であること：
  - （他者の）見解について検討すること。
- ・ 批判的精神を有すること：
  - 自身のものを含む各種の考え方の意義を検討する傾向を有すること。
- ・ 交渉と合意：
  - 合理的で道徳的に正当なものである場合には、自身と異なる者と合意することを目指す気持ちを有すること。
- ・ 粘り強さ：
  - 有意義な目標を達成するために、努力を継続する気持ちを有すること。
- ・ 市民的関心を有すること：
  - 公的事項に対する関心をもつこと。
- ・ 共感する気持ちを持つこと：
  - 他者、特に自身より恵まれない者に対して関心をもつこと。
- ・ 愛国心を持つこと：
  - 好戦的愛国主義や盲目的愛国主義ではなく、米国の立憲民主主義の基礎にある価値・原則に忠誠を持つこと。
- ・ 勇気：
  - 良心が求める際に、自らの信念に基いて対応する強さを持つこと
- ・ 不明確性に対して寛容であること
  - 複雑な事項に関する不十分な知識もしくは理解、あるいは基本的な価値・原則の対立等から生じる不明確性に対して寛容である能力を有すること。

(オ) 市民は市民的生活にどのように係わるか。

まずこの項目の下における「内容の要約と論理」は次の点を記述している。

「立憲民主主義の成否は、個人の権利を保障し、公共の福利を追求することが、情報を得た市民による効果的な参加によって行われるか、に依存している。米国人の政治参加に関する習慣の強度と重要性は、米国人の社会参加の度合いに感心したアレクシ・ド・トクヴィルによってすでに19世紀に指摘されたところである。以来米国人は、共通の目的のために協力的な行為を行うという習慣を維持してきている。しかしながら、組織化された社会参加が広範に実現している現実と比較して、政府に対する関与は、この数十年で低下している。政治に対する無関心、あるいは政治の回避は、人口の少なからぬ部分で生じている。市民の知見と活力が政治の場面で必要とされ、政治から市民が退避するとき、民主主義は衰退することを、市民は認識しなければならない。」

「社会が直面している問題に対応する方法には、一般的に二つの方法がある。一つは社会的活動によるものであり、もう一つは政治的活動によるものである。たとえば、犯罪に対する対応としては、社会的活動としては、隣組による自警団の組織化等があり得る。他方で政治的活動としては、役人と面談し、警察が適切な保護を提供するように要求し、そのために必要な支出をカバーするために納税する、という行動等が含まれる。また飢饉に対する対応については、社会的活動としては、慈善団体によるスープ提供活動に協力する等の活動があり得、政治的活動としては、政府による空腹な者に対する支援プログラムを案出し、当該プログラムを受容すると共に、そのための公的予算をつけるように活動する、というような行為がある。」

「社会的活動と政治的活動は、相互に排他的

なものではなく、むしろ重複する場合もある。時に一方の活動によることが他方の活動によるよりもより適切、あるいはより望ましい場合がある。いずれにせよ、米国の立憲民主主義の健全性の観点からは、政治的活動と社会的活動の両者が重要である。」

「市民が自らの見解の検討を求める場合、市民は政治プロセスに積極的に参加することが必要である。選挙、政治キャンペーン、投票は民主主義体制において主要な政治に関与する手法であるが、市民は、選挙に係る政治以外にも、市民が関与できる広範にわたる政治参加の機会があることを認識すべきである。このような機会には、政治集会への参加、役人へのアプローチ、利益集団や政党への参加、デモへの参加等が含まれる。」

「政治的リーダーシップや公務員となることは、民主主義にとって非常に重要である。市民は、これらの政治的リーダーや公務員による公的サービスにおける貢献について理解するとともに、政治的リーダーが直面する実際的、あるいは倫理上のジレンマについて理解すべきである。」

「「なぜ政治に参加しなければならないのか？」の問いに回答するために、市民は、個人的あるいは公的な目標の達成と、コミュニティにおける市民的及び政治的生活への参加の関係について検討し、理解することが必要である。」

「米国の立憲民主主義を継続するためには、それが自動的に活動する機構ではないことを市民は認識しなければならない。また市民は、米国建国者の経験や現代世界における事象から示されるように、自由を実現する組織を設立することは困難であることを認識しなければならない。立憲民主主義は、積極的で、知見がある、思慮深い市民の継続的で献身的な参加を必要としている。」

次に内容基準では生徒に対して次のことが求められている。

第一に生徒は、政治と個人もしくは公的な目標の達成との関係に関し、評価し、一定の見解を持ち、それを主張することができるようにならなくてはならない、とされ、具体的に生徒は次のことができなくてはならない、とされている。

－米国の立憲民主主義の基本的価値の実現に対する政治プロセスへの個人の参加の関係について説明できる。

－政治プロセスへの参加と個人もしくは公的な目標の達成との関係に関し説明できる。

第二に生徒は、政治的参加と社会的参加の相異について説明できなくてはならない、とされ、具体的には次のことをできているとされている。

－ボランティアによる子供の養育に対して、子供の養育に関する法律の改正のための政治キャンペーンに参加する事例のように、政治的参加と社会的参加の相異について説明できる。

－米国の立憲民主主義における政治的参加と社会的参加それぞれの重要性について説明できる。

第三に生徒は、米国人が政治や政府を監視し、あるいはそれらに対して影響力を及ぼすための方法に関して評価し、一定の見解を持ち、それを主張することができるようにならなくてはならない、とされ、具体的に生徒は次のことができなくてはならない、とされている。

－地方公共団体、州、連邦レベルの政治プロセスに市民が参加するための各種の方法について説明できる。

－参政権運動、市民権確保のための活動等、歴史的あるいは現在行われている、自由の確保、すべての市民の平等、もしくはその他の米国の立憲民主主義の基礎的な価値を実現するための市民活動の例に関し説明できる。

－市民的不服従とは何かに関し説明すること

ができ、また、それがその他の方法による抵抗運動とどのように異なるのか、その効果はどのようになるのか、それはどのような状況において正当化され得るのか、について説明できる。

－政治参加の形式としての投票の重要性について評価できる。

－政治的あるいは政府主催の会合への出席、訴訟の提起、デモ活動、役人との折衝、各種キャンペーンへの関与、政党あるいは政治活動への献金、請願、ピクエティング、トークショーでの意見の表明、公職への立候補等、政治参加や公共政策に影響を与えるための各種の方法の有用性について評価できる。

第四に生徒は、米国の立憲民主主義における政治的リーダーシップの機能に関し、評価し、一定の見解を持ち、それを主張することができるようにならなくてはならない、とされ、具体的に生徒は次のことができなくてはならない、とされている。

－政治的リーダーシップの役割と、米国の立憲民主主義においてなぜリーダーシップが必要かについて説明できる。

－公的事項に関する各種のリーダーシップのとり方について説明できる。

－公的サービスのための就職の機会に関し説明できる。

－政治的リーダーに求められる個人的資質について説明できる。

第五に生徒は、米国の民主主義に有意義かつ責任ある参加をするためには知識が重要であることに関して説明できなくてはならない、とされ、具体的には次のことをできているとされている。

－公的事項や米国の立憲民主主義の価値と原則に関して知識を得、それを他者に伝えることが重要な政治参加の方法であることを説明できる。

－米国の立憲民主主義の性質に関して理解す



ることにより、どのように市民は、基本的な憲法的価値を再確認し、あるいはそれを変更することができるようになるのに関し説明できる。

- 一 立憲民主主義は積極的で、知見がある、思慮深い市民の参加を必要としているという主張に関して、評価できる。

## 5. 若干の検討

法的位置づけはだいぶ異なると解されるが、日本の高等学校の公民科の学習指導要領上記の基準を比較してみると、学習指導要領が「関心を高める」「主体的に考察することの大切さを自覚させる」「現代社会に生きる人間としての在り方生き方について考察させる」「公正な判断力を養い、良識ある公民として必要な能力と態度を育てる」「政治についての基本的な見方や考え方を身に付けさせる」「望ましい解決の在り方について考察を深めさせる」等、考察や考え方の習得が主要な目標とされているのに対して、上記の基準

はより具体的に、学んだことを利用して、情報を、自ら考え、それを使って討論し、さらに他者と合意できる点を探す、という諸点に関し、具体的な対応を学ぶことを目標としていると解される。

この点に関し冒頭で述べた「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」や、またこれに先立って文部科学省等が発表した政治や選挙等に関する高校生向け副教材「私たちが拓く日本の未来」と同指導資料等は、より具体的な政治にかかる取り組みについて記述している<sup>6</sup>。

選挙権・投票権年齢の引き下げによって新たに選挙権・投票権を得る者に限られるものではないが、政治への参加に際しては、政治制度や社会制度にかかる知識のみならず、現実の政治・社会に関する理解や、それに対する、投票も含めた、各種の働きかけに関する知見等が求められる。この点で、米国における上述の基準の例は参考になると思われる。

（元筑波大学非常勤講師）

6 これらについて拙稿「選挙権年齢の引き下げと有権者教育」月刊高校教育第49巻1号（学事出版）（平成28年1月）及び「選挙権年齢引き下げへの具体的対応」月刊高校教育第49巻2号（学事出版）（平成28年2月）。